府令・省令

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行に伴い、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　藤井　裕久
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する省令

内閣府、財務省、厚生労働省、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条から第二十一条までの規定、第二十三条及び第二十五条第一項中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改める。

第二十六条から第三十条まで、第三十二条から第四十条まで及び第四十三条から第四十六条までの規定中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第一項」に改める。

第四十七条第一項各号列記以外の部分中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同項第二号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改め、同条第二項中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第一項」に改める。

第四十八条から第五十一条までの規定中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第一項」に改める。

第百十二条第六号及び第百九十条中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改める。

第百九十八条第四項第三号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に、「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

様式第三十四を次のように改める。

様式第34

表

第　号

立　入　検　査　証

下記の者は、中小企業等協同組合法第9条の7の5第1項において準用する保険業法第305条及び中小企業等協同組合法第105条の4第1項から第4項までの規定による立入検査をする職員であることを証明する。

所　属　　所属長印

官　職

年　月　日生

氏　名

写　真

年　月　日交付

（1年有効）

裏

中小企業等協同組合法等抜すい

○中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）

第9条の7の5　保険業法（中略）～（中略）同法第305条（立入検査等）、（中略）～（中略）同法第311条（検査職員の証票の携帯及び提示等）の規定はこの項において準用する同法第305条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。（以下略）

第105条の4　行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

2　行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、共済事業を行う組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。